

肉骨粉等の給与に係る国内措置と農業資材審議会飼料部会における審議経過等について

年 月	B S Eに係る主な出来事	肉骨粉等に係る国内措置	農業資材審議会の審議経過	その他の主な出来事	行政対応
1 9 9 6 (平成 8 年) 3 月	・英国政府諮問機関による B S E と変異型 C J D の関連性の可能性を発表 ・米国において、「牛肉生産者、牛乳生産者団体、めん羊の団体、獣医学会、獣医系大学等が反すう動物由来たん白質について、反すう動物への給与の自主的禁止を勧告」			・平成 7 年秋以降の米国産とうもろこしの大幅減産や円安の進行により、配合飼料価格が大幅に上昇	・平成 7 年度第 3 ・ 4 四半期について、配合飼料価格安定制度（異常補てん）を発動 ・平成 8 年度第 1 四半期について、配合飼料価格安定制度（異常補てん）を発動（ 2 5 日）
4 月	・「ヒトおよび動物の伝達性海綿状脳症に関連した公衆衛生の問題に関する WHO 専門家会議」が勧告を公表	・「海面状脳症に関する検討会」（8 日）において、「国内の反すう動物（牛、羊、山羊等）の内臓等については、国内の反すう動物の飼料としての利用がなされることがないよう指導することが重要である」との意見が出される。	・第 1 6 回農業資材審議会飼料部会（ 1 2 日）〔諮問〕（平成 7 年 1 2 月 2 5 日） ・飼料添加物の指定及び基準・規格の改正等について ・組換え体利用飼料及び組換え体利用飼料添加物の安全性評価指針の制定について 〔答申〕 ・飼料添加物の基準・規格の改正等並びに組換え体利用飼料及び組換え体利用飼料添加物の安全性評価指針を制定することが適当 ・議事終了後、流通飼料課長より、「反すう動物の組織を用いた肉骨粉等の反すう動物に給与する飼料への使用禁止」を、飼料安全法に基づく法的規制とすべきかどうかについて、本審議会飼料部会において審議いただきたい旨発言 ・これに対して、部会長より、新たな基準の設定という安全性に係る具体的事項についての審議が必要であることから、本部会の安全性分科会で審議することが適当である旨発言、各委員了承 （参考） ・諮問内容に関する「飼料部会安全性分科会組換え体検討委員会」の開催状況 ① 平成 7 年 6 月 2 8 日 ② 同 7 月 2 0 日 ③ 同 1 0 月 3 0 日 ④ 平成 8 年 1 月 1 1 日		
					・「遺伝子組換え体利用飼料の安全性評価指針」の制定（ 1 9 日）

年 月	B S Eに係る主な出来事	肉骨粉等に係る国内措置	農業資材審議会の審議事項	その他の主な出来事	行政対応
		・反すう動物の組織を用いた飼料原料（肉骨粉等）について、反すう動物に給与する飼料とすることのないよう指導（１６日）			
		・WHOの勧告に対し、８日開催の「海面状脳症に関する検討会」の意見を踏まえた措置			
			・農業資材審議会飼料部会安全性分科会家畜飼料検討委員会（２４日）		
５月	・豪州において、「畜産業界が、反すう動物由来の肉骨粉について、反すう動物への給与を自主的に禁止」		・WHOの勧告（案）を踏まえ、飼料安全法第２条の２に基づき、新たに基準等を設定する必要があるか否かについて審議が行われ、肉骨粉等の使用を禁止すべきとする委員もいたが、審議の結果、座長より、引き続き検討することとし、勧告内容が決定された時点で、その内容、これに伴う各国の対応状況等情勢を踏まえて、次回以降改めて審議したい旨発言があり、各委員了承	・伝染性海綿状脳症を家畜伝染病予防法の政令で指定（２６日）	
				・米国における大幅減産に伴うとうもろこしのシカゴ相場が史上最高値（４９５セント）を記録	・第１６回農業資材審議会飼料部会で答申のあった飼料添加物の指定及び基準・規格の設定等について、飼料安全法に係る省令改正（１７日） ・「遺伝子組換え体利用飼料添加物の安全性評価指針」の制定（１７日）
					・第２四半期について、配合飼料価格安定制度（異常補てん）を発動（２５日）
７月			・病原性大腸菌 O-157 による食中毒が集団発生 〈平成８年〉 ・発生件数 ８７ ・患者数 １０，３２２名 ・死者 ８名		・農林水産省病原性大腸菌 O-157 対策本部を設置（２６日）
８月				・米国産とうもろこしについて、端境期（９～１１月）における旧穀の期末在庫水準が史上最低の４．４％（約１６日分）に低下し、船積みが懸念される	・牛等のと畜場への出荷等における衛生管理の徹底について、指導を実施（２日）

年 月	B S Eに係る主な出来事	肉骨粉等に係る国内措置	農業資材審議会の審議事項	その他の主な出来事	行政対応
9 月					・飼料原料の供給確保のため、備蓄飼料穀物の貸付け及び政府管理大麦の売渡しを実施 ・貸付枠 とうもろこし 40万ト ・売渡予定枠 政府管理大麦 30万ト
			・第17回農業資材審議会飼料部会（18日）〔諮問〕（9月6日） ・組換え体利用飼料及び組換え体利用飼料添加物の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認することの可否について 〔答申〕 ・組換え体利用飼料及び組換え体利用飼料添加物の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認を行うことについて可とすることが適当 〔 ・今後の審議予定に関する報告の中で、流通飼料課長より、「現在、諸外国の対応状況について調査している段階であり、これを受けて、引き続き家畜飼料検討委員会で審議をお願いしたい」と発言 ・期日については「狂牛病の関連ということで海外の実態調査等を進めているわけですが、中身的には、法的な規格を作るということで、もし規格を作った場合にはWTO等に通報し、各国の意見も聞かなければならないということもありまして、諸外国の対応に留意しているわけでございます。そのようなことから、期日については明言できかねます」と発言		・答申のあった組換え体飼料添加物2品目について、「遺伝子組換え体利用飼料添加物の安全性評価指針」に適合することを確認（18日）
			（参考） ・諮問内容に関する「飼料部会安全性分科会組換え体検討委員会」の開催状況 ① 平成8年5月23日 ② 同 6月26日 ③ 同 8月 5日		・第17回農業資材審議会飼料部会において答申のあった組換え体利用飼料6品目について、「遺伝子組換え体利用飼料の安全性評価指針」に適合することを確認（26日）
11 月				・NHKスペシャルにおいて、ヨーロッパのデータに基づく、抗菌性物質アボパルシンの使用とVRE（バンコマイシン耐性腸球菌）発生の関連性を示唆する放映（10日）	

年 月	B S Eに係る主な出来事	肉骨粉等に係る国内措置	農業資材審議会の審議事項	その他の主な出来事	行政対応
1 2 月				・行政改革委員会規制緩和小委員会（第2次）が、麦の価格制度のあり方について検討を行うべきであるとの意見を提出（5日）	
1 9 9 7 (平成9年) 2 月			・第18回農業資材審議会飼料部会（5日） 〔諮問〕（4日） ・飼料添加物の指定の取消し及び基準・規格の改正等の可否について ・組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認を行うことの可否について ・飼料添加物の評価基準の見直しの可否について 〔答申〕 ・飼料添加物の指定の取消し及び基準・規格の改正等を行うことについては適当 ・組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認を行うことについて可とすることが適当 ・飼料添加物の評価基準の見直しを検討することは適当 （参考） ・諮問内容に関する「飼料部会安全性分科会」の開催状況 ・飼料添加物効果安全性検討委員会 ① 平成8年10月14日 ② 同 11月19日 ③ 平成9年1月30日 ・飼料添加物規格検討委員会 ① 平成8年10月1日 ② 同 11月29日 ・組換え体検討委員会 ① 平成8年10月9日 ② 同 11月26日		
3 月	・オランダ（国内牛）で初めて確認			・台湾において口蹄疫が発生（14日） 〔 ・7月までに、1, 012千頭発生 〕	・第18回農業資材審議会飼料部会において答申のあった組換え体利用飼料1品目について、「遺伝子組換え体利用飼料の安全性評価指針」に適合することを確認（7日） ・第18回農業資材審議会飼料部会において答申のあった飼料添加物の基準・規格の改正等について、飼料安全法に係る省令改正を実施（18日）

年 月	B S Eに係る主な出来事	肉骨粉等に係る国内措置	農業資材審議会の審議事項	その他の主な出来事	行政対応
					・抗菌性物質アボパルシン等について、飼料添加物としての指定を取り消し ・動物及び畜産物について、台湾からの輸入を禁止（２０日） ・台湾における口蹄疫の発生に係る国内防疫の徹底について、指導を実施（２６日） ・台湾産の稲わら、乾草等の使用中止に対する当面の対策について、指導を実施（２８日）
		・家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案審議（衆議院農林水産委員会）（１９日） ・本法律案に対して、「今後とも、引き続き、牛、めん羊等の肉骨粉等を牛、めん羊等の飼料原料として用いないよう指導すること」を盛り込んだ附帯決議を全会一致で採択			
4 月		・家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案審議（参議院農林水産委員会）（３日） ・本法律案に対して、「今後とも、引き続き、牛、めん羊等の肉骨粉等を牛、めん羊等の飼料原料として用いないよう指導すること」を盛り込んだ附帯決議を全会一致で採択			
				・伝染性海綿状脳症を家畜伝染病予防法の法定伝染病に指定（２７日）	
5 月	・O I Eが、肉骨粉の加熱処理基準を設定（湿熱 133 ℃以上２０分３気圧）				
6 月			・第１９回農業資材審議会飼料部会（２日）〔諮問〕（５月２７日） ・組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認を行うことの可否について 〔答申〕 ・組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認を行うことについて可とすることが適当		

年 月	B S Eに係る主な出来事	肉骨粉等に係る国内措置	農業資材審議会の審議事項	その他の主な出来事	行政対応
			(参考) ・諮問内容に関する「飼料部会安全性分科会組換え体検討委員会」の開催状況 ① 平成8年11月26日 ② 平成9年1月20日 ③ 同 4月24日		
					・第19回農業資材審議会飼料部会で答申のあった組換え体利用飼料5品目について、「遺伝子組換え体利用飼料の安全性評価指針」に適合することを確認(13日)
8月	・米国が、大部分のほ乳動物由来のたん白質について、牛その他の反すう動物への給与を禁止				
9月		・平成9年度中央畜産技術研修会(畜産物の安全性)において、都道府県等職員を対象にB S E(肉骨粉給与に係る指導通達に関する事項を含む)についての研修を実施(19日)			・第17回及び18回農業資材審議会において答申のあった飼料添加物の基準・規格の改正等について、飼料安全法に係る省令改正を実施(30日)
10月	・ルクセンブルグ及びベルギー(国内牛)で初めて確認 ・豪州が、反すう動物由来の肉骨粉について、反すう動物への給与を禁止				
12月				・ダイオキシン類を大気汚染防止法の政令で指定物質に指定(1日) ・麦問題研究会(3月～12月)が、「新たな麦政策の在り方について」をとりまとめ(11日)	
			・第20回農業資材審議会飼料部会(24日) [諮問](16日) ・飼料添加物の基準・規格の改正の可否について ・組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認を行うことの可否について [答申] ・飼料添加物の基準・規格の改正については適当 ・組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認を行うことについて可とすることが適当		

年 月	B S Eに係る主な出来事	肉骨粉等に係る国内措置	農業資材審議会の審議事項	その他の主な出来事	行政対応
1 2 月			(参考) ・諮問内容に関する「飼料部会安全性分科会」の開催状況 ・飼料添加物効果安全性検討委員会 (平成9年7月28日) ・飼料添加物規格検討委員会 (平成9年10月3日) ・組換え体検討委員会 ① 平成9年4月24日 ② 同 8月8日 ③ 同 9月25日 ④ 同 11月18日		
1 9 9 8 (平成10年) 1 月	・リヒテンシュタイン(国内牛)で初めて確認 ・E Uにおいて、B S Eに関する各国のステータス評価について、具体的な作業を開始				・第20回農業資材審議会飼料部会において答申のあった組換え体利用飼料6品目について、「遺伝子組換え体利用飼料の安全性評価指針」に適合することを確認(12日)
2 月			・第21回農業資材審議会飼料部会(9日) [諮問](1月27日) ・飼料添加物の指定及び基準・規格の改正の可否について [答申] ・飼料添加物の指定及び基準・規格の改正については適当 (参考) ・諮問内容に関する「飼料部会安全性分科会」の開催状況 ・飼料添加物効果安全性検討委員会 (平成9年12月1日) ・飼料添加物規格検討委員会 (平成9年12年15日)		
5 月				・「新たな麦政策大綱」について、省議決定(29日)	
6 月			(参考) ・飼料製造に係るサルモネラ対策のガイドラインに関する「飼料部会安全性分科会」の開催状況 ・家畜飼料検討委員会 ① 平成9年12月3日 ② 平成10年2月25日	・流通飼料問題研究会(平成9年10月～6月)が、「新たな流通飼料施策のあり方について」をとりまとめ(1日)	・飼料製造に係るサルモネラ対策のガイドラインを制定(30日)

年 月	B S Eに係る主な出来事	肉骨粉等に係る国内措置	農業資材審議会の審議事項	その他の主な出来事	行政対応
8 月					・第 2 0 回及び 2 1 回農業資材審議会飼料部会において答申のあった飼料添加物の基準・規格の改正等について、飼料安全法に係る省令改正を実施（2 1 日）
1 0 月					・牛乳中のダイオキシン類等濃度調査結果を公表（2 9 日）
1 9 9 9 (平成11年) 2 月	英国以外の E U 諸国において発生が急増			・ベルギー産の飼料用油脂を原料とした飼料が原因となって鶏肉、鶏卵のダイオキシン汚染が発生（上旬）	
			・第 2 2 回農業資材審議会飼料部会（8 日） 〔諮問〕（3 日） ・飼料添加物の基準・規格の改正の可否について ・組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認を行うことの可否について 〔答申〕 ・飼料添加物の基準・規格の改正については適当 ・組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認を行うことについて可とすることが適当 （参考） ・諮問に関する「飼料部会安全性分科会」の開催状況 ・飼料添加物効果安全性検討委員会（平成 1 0 年 1 2 月 7 日） ・飼料添加物規格検討委員会 ① 平成 1 0 年 1 0 月 1 6 日 ② 平成 1 1 年 1 年 2 5 日 ・組換え体検討委員会（平成 1 0 年 1 0 月 2 6 日）		
					・第 2 2 回農業資材審議会飼料部会において答申のあった組換え体利用飼料 3 品目について、「遺伝子組換え体利用飼料の安全性評価指針」に適合することを確認（2 6 日）
6 月					・ベルギー産、フランス産及びオランダ産の動物性油脂・脂肪及びこれらを原料とする飼料について、使用の自粛を指導（3 日）

年 月	B S Eに係る主な出来事	肉骨粉等に係る国内措置	農業資材審議会の審議事項	その他の主な出来事	行政対応
6 月					・上記指導について、ベルギー産及びフランス産の飼料用乳製品及びこれらを含む飼料を追加（１０日）
7 月					・オランダ産及びフランス産の飼料等について、使用の自粛措置を解除（９日）
1 0 月					・平成１０年度畜産物及び飼料等のダイオキシン類実態調査を公表（２９日）
1 1 月				・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行（１日）	
1 2 月			・第２３回農業資材審議会飼料部会（７日） 〔諮問〕（６日） ・組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認することの可否について 〔答申〕 ・組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認することについて可とすることが適当 （参考） ・諮問内容に関する「飼料部会安全性分科会組換え体検討委員会」の開催状況（平成１１年１０月２７日）		
					・第２３回農業資材審議会飼料部会において答申のあった組換え体飼料４品目について、「遺伝子組換え体利用飼料の安全性評価指針」に適合することを確認（１４日） ・第２２回農業資材審議会飼料部会において答申のあった飼料添加物の基準・規格の改正について、飼料安全法に係る省令改正を実施（２２日）
2 0 0 0 (平成12年) 1 月				・ダイオキシン類対策特別措置法が施行（１５日）	

年 月	B S Eに係る主な出来事	肉骨粉等に係る国内措置	農業資材審議会の審議事項	その他の主な出来事	行政対応
2 月	・デンマーク（国内牛）で確認		・第24回農業資材審議会飼料部会（29日） 〔諮問〕（18日） ・飼料添加物の基準・規格の改正の可否について ・組換え体利用飼料及び飼料添加物の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認することの可否について 〔答申〕 ・飼料添加物の基準・規格の改正については適当 ・組換え体利用飼料及び飼料添加物の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認することについて可とすることが適当 （参考） ・諮問内容に関する「飼料部会安全性分科会」の開催状況 ・飼料添加物効果安全性検討委員会（平成12年2月16日） ・飼料添加物規格検討委員会（平成12年2月16日） ・組換え体検討委員会 ① 平成9年11月18日 ② 平成10年10月26日 ③ 平成11年10月27日		
					・答申のあった組換え体利用飼料添加物2品目について、「遺伝子組換え体利用飼料添加物の安全性評価指針」に適合することを確認（29日）
3 月					・第24回農業資材審議会飼料部会において答申のあった組換え体利用飼料2品目について、「遺伝子組換え体利用飼料の安全性評価指針」に適合することを確認（7日）
				・日本（宮崎県）において、92年ぶりに口蹄疫が発生（25日）	
					・口蹄疫の清浄地域以外の地域からの輸入稲わら等について、検査の強化措置を実施（30日） ・輸入稲わら等の検査強化等に伴う当面の粗飼料確保について、指導を実施（30日）
4 月					・ベルギー産の動物性油脂・脂肪及びこれらを原料とする飼料に係る使用自粛措置を解除（24日）

年 月	B S Eに係る主な出来事	肉骨粉等に係る国内措置	農業資材審議会の審議事項	その他の主な出来事	行政対応
4 月					・宮崎県における口蹄疫発生に伴う総合的な対策について、公表（26日）
5 月				・北海道において、口蹄疫が発生（11日）	
6 月		・平成12年度中央畜産技術研修会（畜産物の安全性）において、都道府県等職員を対象にB S E（肉骨粉給与に係る指導通達に関する事項を含む）についての研修を実施（13日）			
7 月					・第24回農業資材審議会飼料部会で答申のあった組換え体利用飼料添加物2品目及びその他の飼料添加物の基準・規格の改正等について、飼料安全法に係る省令改正を実施（17日）
8 月			・第25回農業資材審議会飼料部会（29日） 〔諮問〕（8日） ・飼料添加物の指定等及び規格・基準の設定等の可否について ・組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認することの可否について 〔答申〕 ・飼料添加物の指定等及び規格・基準の設定等については適当 ・組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認することについて可とすることが適当 （参考） ・諮問内容に関する「飼料部会安全性分科会」の開催状況 ・飼料添加物効果安全性検討委員会（平成12年8月4日） ・飼料添加物規格検討委員会（平成12年8月11日） ・組換え体検討委員会 ① 平成12年2月14日 ② 同 7月4日		・平成11年度畜産物及び飼料等のダイオキシン類実態調査を公表（29日）
9 月					・第25回農業資材審議会飼料部会で答申のあった組換え体利用飼料1品目について、「遺伝子組換え体利用飼料の安全性評価指針」に適合することを確認（1日）

年 月	B S Eに係る主な出来事	肉骨粉等に係る国内措置	農業資材審議会の審議事項	その他の主な出来事	行政対応
9 月				・ O I E（国際獣疫事務局）により、口蹄疫清浄国へ復帰が承認（27日）	
10 月				・ 我が国で未認可の遺伝子組換えとうもろこし「スターリンク」が食品、飼料に混入していることが判明	
11 月	・ ドイツ及びスペイン（国内牛）で確認 〔・ フランスで発生が急増（年後半）〕			・ 稲わら、乾草等を家畜伝染病予防法の指定検疫物に指定（12日）	
12 月	・ E U 特別農相理事会が、 ①動物性飼料の全家畜への給与を2001 年 1 月から6 ヶ月間、暫定的に禁止 ②飼料として給与される加工動物性たん白質の流通、貿易、第三国からの輸入及び第三国への輸出を2001 年1月から禁止等を決定	・ 反すう動物の組織を用いた飼料原料（肉骨粉等）について、反すう動物に給与する飼料とすることのないよう改めて周知徹底を指導（21日） 〔・ 平成12年12月13日開催の「牛海綿状脳症（B S E）に関する技術検討会」の意見を踏まえた措置〕 ・ E U 諸国等を原産国とする反すう動物から製造される物質について、飼料添加物の製造原料として使用しないよう指導（22日） 〔・ 平成12年12月21日開催の「牛海綿状脳症（B S E）に関する技術検討会」の意見を踏まえ措置〕			
2001 (平成13年) 1 月	・ イタリア（国内牛）で確認				
3 月					・ 第25回農業資材審議会飼料部会において答申のあった飼料添加物の指定等及び規格・基準の設定等について、飼料安全法に係る省令改正を実施（7日）
		・ 「第3回牛海綿状脳症（B S E）に関する技術検討会」（14日）において、「肉骨粉を反すう動物の飼料として使用しないとの平成8年の指導については、十分に有効に機能していると考えられるが、上記の我が国のステータス評価の結果を踏まえ、なお一層の徹底を図るため、法的な規制とすべきである」との意見が出される。			

年 月	B S Eに係る主な出来事	肉骨粉等に係る国内措置	農業資材審議会の審議事項	その他の主な出来事	行政対応
3 月			・第1回農業資材審議会飼料分科会（21日） 〔諮問〕（21日） ・飼料添加物の指定の可否について ・飼料等の基準・規格の設定等の可否について ・反すう動物由来のたん白質が牛に給与されることがないように、牛用飼料の基準・規格の設定等について、諮問 ・組換え体利用飼料及び飼料添加物の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認することの可否について 〔答申〕 ・組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認することについて可とすることが適当		・遺伝子組換え体飼料等に関する懇談会が、「遺伝子組換え体飼料等の安全性確保のあり方等について」の中間とりまとめを公表
					・第1回農業資材審議会飼料分科会において答申のあった組換え体利用飼料1品目について、「遺伝子組換え体利用飼料の安全性評価指針」に適合することを確認（27日）
4 月	・日本で第三国に対するステータス評価を開始		・農業資材審議会飼料分科会第1回安全性部会家畜飼料委員会（18日） ・牛用飼料における動物性たん白質に係る基準 ・規格の設定及び改正について審議され、適当とされた ・この際、飼料課より、規格の設定に関しては、パブリックコメントを求めること及びWTO協定・SPS協定に基づく通報を行うことが必要であり、これらにおよそ3ヶ月ぐらいかかる旨説明し、これらの手続が終了後、分科会で答申を頂き、省令改正作業に入りたい旨説明		
6 月	・OIE総会において、OIE基準により加盟国のBSEステータス評価を行うことを採決 ・チェコ（国内牛）で確認	・反すう動物用飼料への反すう動物等由来たん白質の混入防止に関するガイドラインを制定（1日） ・平成13年4月18日開催の「農業資材審議会飼料分科会安全性部会」の議論を踏まえた措置			
8 月			・第2回農業資材審議会飼料分科会（21日） 〔諮問〕 ・組換え体利用飼料及び飼料添加物に係る基準・規格の設定及び改正の可否について（4月17日）		

年 月	B S Eに係る主な出来事	肉骨粉等に係る国内措置	農業資材審議会の審議事項	その他の主な出来事	行政対応
8 月			・飼料添加物の規格・基準の改正及び組換え体利用飼料添加物の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認することの可否について（6月26日） ・飼料添加物の指定及び基準及び規格の設定等並びに組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認することの可否について（7月23日） 〔答申〕 ・3月21日諮問の飼料添加物の指定については適当 ・3月21日、4月17日、6月26日及び7月23日諮問の飼料等の基準及び規格の設定等については適当 〔 ・3月21日諮問の反すう動物由来のたん白質が牛に給与されることがないように、牛用飼料の基準・規格の設定等を行うことについては適当 〕 ・3月21日及び7月23日諮問の組換え体利用飼料及び6月26日諮問の飼料添加物の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認することについて可とすることが適当 （参考） ・諮問内容に関する「飼料分科会安全性部会」の開催状況 ・組換え体委員会 ① 平成13年4月11日 ② 同 5月16日 ③ 同 6月1日 ④ 同 6月27日 ⑤ 同 7月24日 ・第1回安全性部会及び第1回家畜飼料委員会（平成13年4月18日） ・第2回安全性部会（平成13年8月21日） ・第1回飼料添加物規格委員会（平成13年7月24日） ・第1回飼料添加物効果安全性委員会（平成13年7月26日）		
9 月	・日本で初めて確認	・反すう動物由来たん白質について、牛への給与を禁止（18日）			・第2回農業資材審議会飼料分科会において答申のあった飼料添加物の設定等について、飼料安全法に係る省令改正を実施（18日）

年 月	B S Eに係る主な出来事	肉骨粉等に係る国内措置	農業資材審議会の審議事項	その他の主な出来事	行政対応
9 月					・第2回農業資材審議会飼料分科会において答申のあった組換え体利用飼料1品目について、「遺伝子組換え体利用飼料の安全性評価指針」に適合することを確認（28日）
10 月	・スロヴァキアで初めて確認		・第3回農業資材審議会飼料分科会（9日） 〔諮問〕 ・飼料における動物性たん白質に係る基準及び規格の設定等の可否について 〔答申〕 ・飼料における動物性たん白質に係る基準及び規格の設定等については適当		
		・家畜の飼料について、肉骨粉等の使用を全面禁止（15日）			・第3回農業資材審議会飼料分科会において答申のあった飼料における動物性たん白質に係る基準及び規格の設定等について、飼料安全法に係る省令改正を実施（15日）
			・第4回農業資材審議会飼料分科会（26日） 〔諮問〕 ・飼料における動物性たん白質の基準及び規格の改正の可否について 〔答申〕 ・飼料における動物性たん白質の基準及び規格の改正については適当		
11 月	・スロヴェニアで初めて確認	・家畜の飼料について、肉骨粉等のうち、豚、馬、鶏に由来する血粉や血しょうたん白、鶏に由来するチキンミール及びフェザーミールについて、豚及び鶏への使用を解禁（1日）			・第4回農業資材審議会飼料分科会において答申のあった飼料における動物性たん白質に係る基準及び規格の設定等について、飼料安全法に係る省令改正を実施（1日）